平成２５年（フ）第２４９号
札幌市清田区平岡３条３丁目18番11号　ピアコート平岡Ｅ―101
債務者　桑原　由起
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２５０号
札幌市清田区平岡３条３丁目18番11号　ピアコート平岡Ｅ―101
債務者　桑原　雅人
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２６７号
札幌市豊平区福住２条９丁目１番30―101号
債務者　豊巻　義巳
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２８３号
札幌市中央区南11条西23丁目４番５―419号
債務者　黒滝　　勇
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３１０号
札幌市東区北17条東９丁目２番３―101号
債務者　阿部　孝司
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３１７号
札幌市北区百合が原７丁目11番11号　ハウス55―Ｃ
債務者　松井　大記
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３７１号
札幌市東区北38条東２丁目２番35号　ウッドパークベル201号
債務者　嶋岡　綾子
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４０９号
札幌市中央区南10条西12丁目１番２号　パステルハイツ103号
債務者　大井　　久
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４３８号
札幌市豊平区美園７条３丁目２番23号　フォレストハイツ103号
債務者　福田　洋一
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８号
千葉県東金市堀上220番地８
債務者　穐葉　裕子（旧姓小松）
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第５５４号
神奈川県座間市緑ケ丘５丁目14番９号　コートビレッジ相武台103号
債務者　野間　和男
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第５４号
相模原市中央区清新４丁目７番３号　キャトルセゾン清新208
債務者　増子　　誠（旧姓内藤）
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第５５号
相模原市緑区二本松２丁目８番10号
債務者　小泉　澄男
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第６０号
相模原市緑区上九沢294番地１　ラティーノス青木Ⅱ103
債務者　加藤　佳教
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第６７号
相模原市中央区上溝３丁目16番24号　ハイツスズキ２―105
債務者　天野すみれ
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第８４号
神奈川県座間市ひばりが丘５丁目47番10号　ドエルひばりが丘201号
債務者　小林佐代子
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第８号
新潟県三条市島田３丁目12番10号、前住所新潟県燕市新生町２丁目６番４号
債務者　岡部佐枝子
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
新潟地方裁判所三条支部